

2

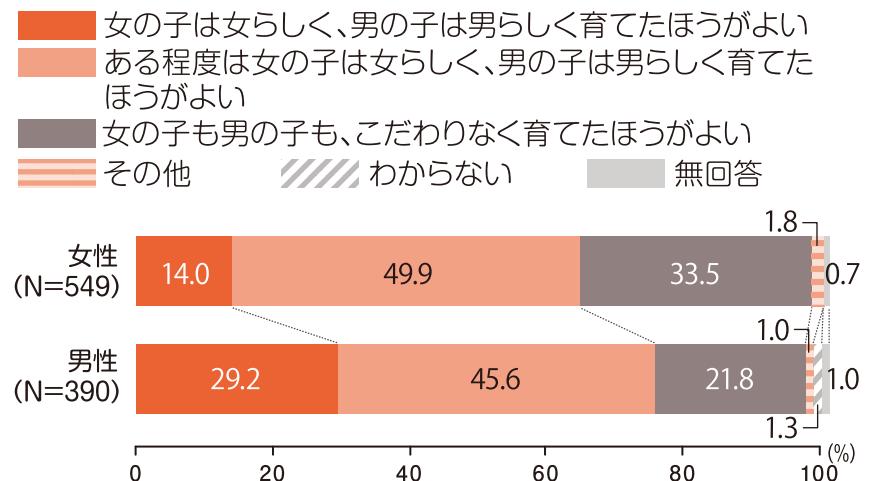
子育てや教育について

■子どもの育て方

《女の子は女らしく、男の子は男らしく育てたほうがよいという考えは女性で6割、男性で7割》

「ある程度は」も含め、「女の子は女らしく、男の子は男らしく育てたほうがよい」という考えの人は、女性で 63.9%、男性で 74.8%となっています。

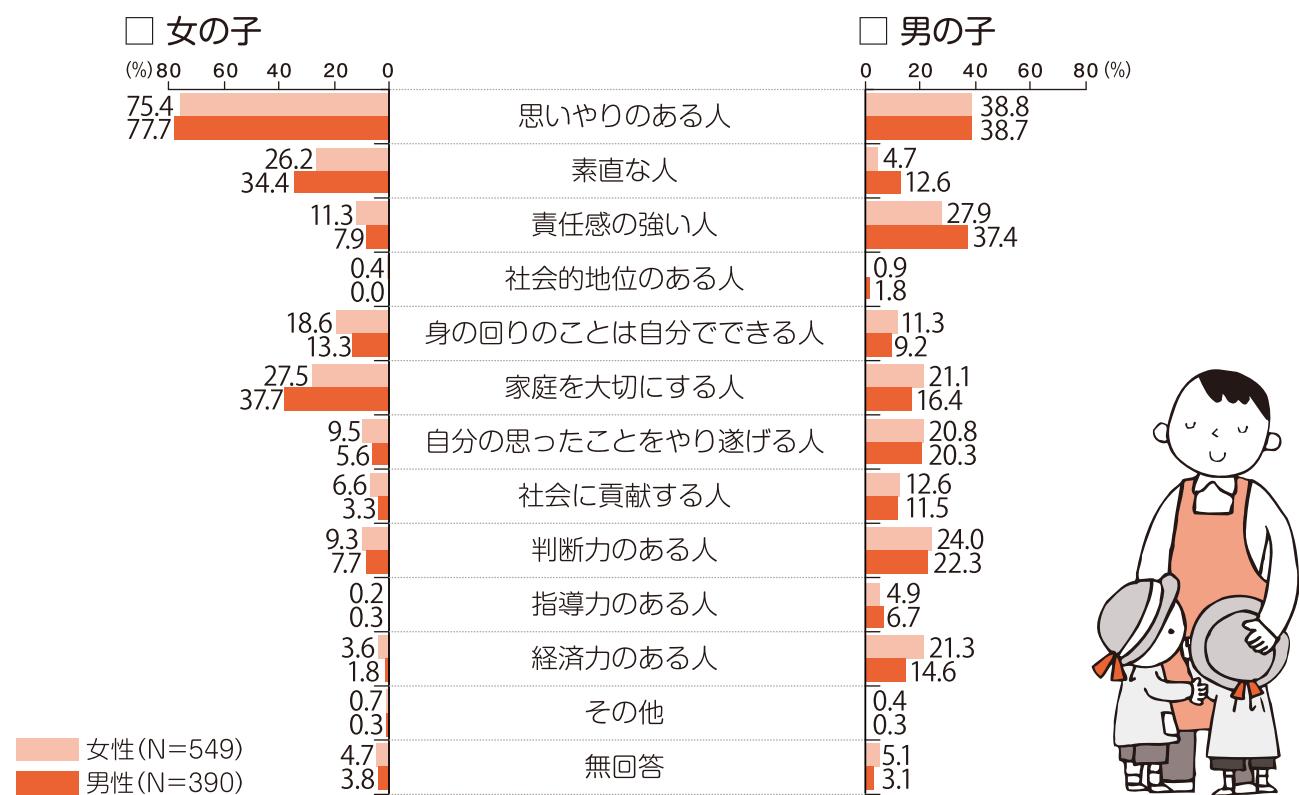
一方、「女の子も男の子も、こだわりなく育てたほうがよい」という人は女性で 33.5%となっています。



■子どもの将来像(複数回答)

《女の子も男の子も「思いやりのある人」に育って欲しい》

女の子は「思いやりのある人」(女性: 75.4%、男性: 77.7%)、「家庭を大切にする人」(女性: 27.5%、男性: 37.7%)が、男の子は「思いやりのある人」(女性: 38.8%、男性: 38.7%)、「責任感の強い人」(女性: 27.9%、男性: 37.4%)が高くなっています。



3

仕事について

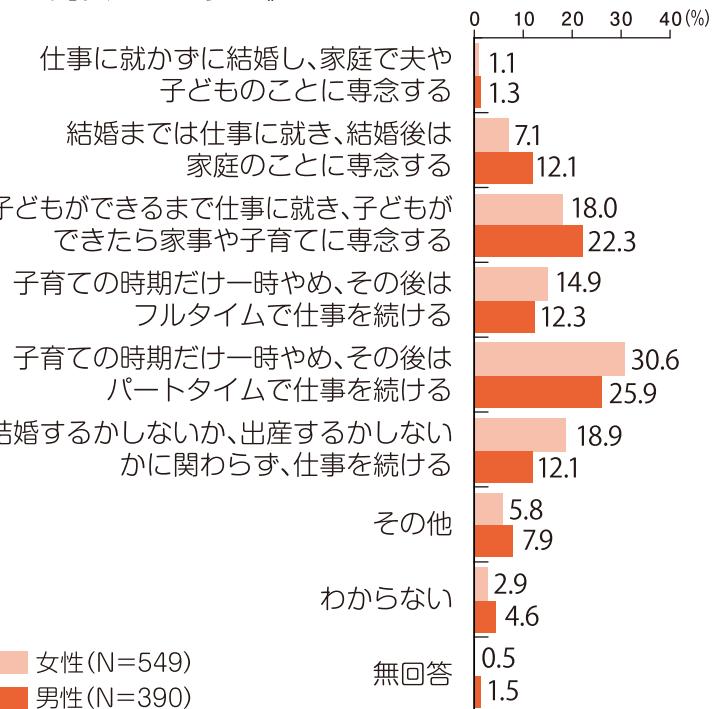
■女性が仕事に就くことについての考え方

《子育ての時期だけ仕事を一時やめるという考えが男女ともに多い》

男女とも「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が最も高く(女性: 30.6%、男性: 25.9%)、次いで、女性では「結婚、出産するかしないかに関わらず、仕事を続ける」が高く(18.9%)、男性では「子どもができるまで仕事に就き、出来たら家事や子育てに専念する」(22.3%)が高くなっています。

男女雇用機会均等法

雇用の分野において女性と男性が均等な機会と待遇が確保されることなどを目的として昭和61年に施行されました。平成9年の改正により、差別の禁止規定や、積極的差別是正措置の促進、職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する配慮義務などが、新たに加わりました。



■女性が働き続ける場合に困難だと思うこと(複数回答)

《保育所、学童保育室の不足が女性の就労の障害を感じている人が多い》

女性が働き続ける場合の困難について、男女とも「保育所、学童保育室の不足」(女性: 73.0%、男性: 61.8%)が最も高く、次いで女性では「老親や病身者の介護・看護」(54.8%)、男性では「育児、子どもの教育」(51.8%)が高くなっています。

育児・介護休業法

育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することなどを目的として平成4年に施行されました。平成22年6月30日より子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現等を盛り込んだ改正法が施行されました。

